

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

こころをつなぐ
想いをつなぐ



まどか 円満相続 情報マガジン



2024年秋
第20号

知っておきたい相続の基礎知識①

P2 「相続Q&A」(レインボーニュース 2024年3月掲載)

弁護士が語る「相続の現場」

P3 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その17」

P5 弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その18」

知っておきたい相続の基礎知識②

P7 「相続Q&A」(レインボーニュース 2024年4月掲載)

お知らせ

P8 Information / 2023～2024年 セミナー・無料相談会 開催実績

P9 一般社団法人埼玉県相続サポートセンター スタッフ紹介



遺言書を完成させるために必要なことは？

遺言書の作成は必ずやっておきたい相続の準備です。皆さんは遺言書を作成する最大のメリットは何だと思いますか？ それはやはり、遺産分割協議をしなくて良いことです。

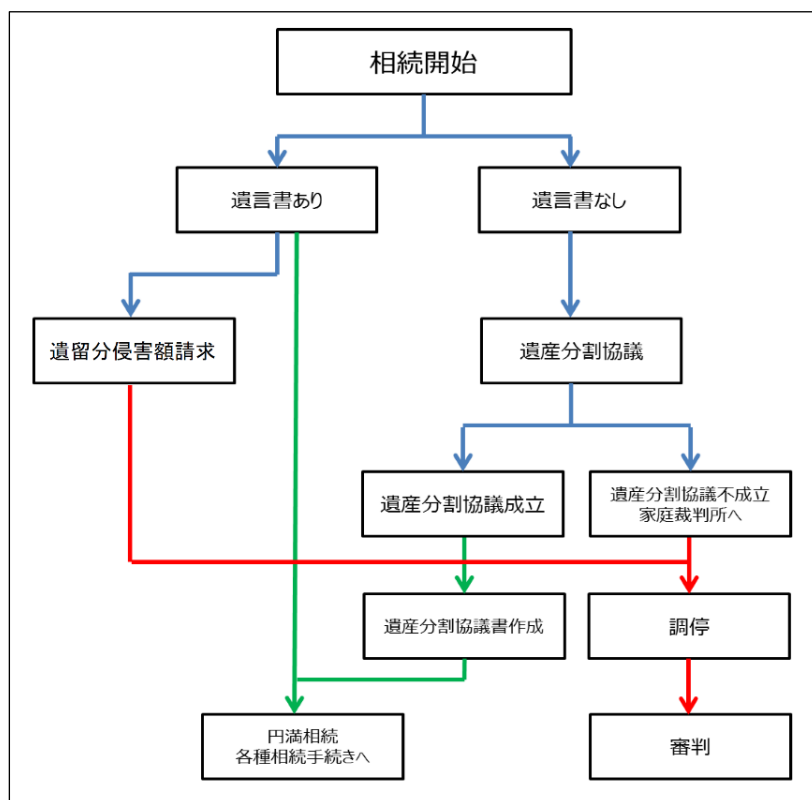
■遺言書の有無で大きく変わる相続の流れ

相続開始後の流れをまとめた下の図で、遺言書がある場合とない場合を比べると分かるように、遺言書がある場合が円満相続への最短ルートです。

遺言書がある場合、遺産分割協議は不要です。誤解されている方が意外と多いのですが、有効な遺言書があれば相続人同士で取り交わす書類はなく、役所でいくつかの書類を取得すれば、すぐに不動産の名義書き換えや預貯金の払戻と言った各種相続手続きに進むことができます。また、遺産分割の話し合いがうまく進むかの心配をせずにすむため、ご家族の精神的な負担を減らすこともできるでしょう。

そして何より、遺言者の想いを具現化することは、遺言書があるからこそできることです。遺言書がなく遺産分割協議をする場合、遺言者の想いを実現できるかはどうしても相続人の話し合い次第になってしまいます。

円滑な資産承継を行うために、遺言書は必ず作成しておきましょう。遺言書を完成させるには、遺言書に対する理解を深めることとともに、遺言書完成までの具体的なステップをおさえることが肝心です。



弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その17」

＜会社経営者の事業承継について考えてみましょう＞

今回は、前回に引き続き、【Ⅳ】「非上場株式」の「①＜株主区分＞」の「同族株主」と、「同族株主以外の株主」（非同族株主）の評価方法について説明します。



【Ⅴ】「同族株主」の意義、同族株主間の相続・贈与に適用される評価方法

- 1 「会社を支配する一族」とは、会社の株式の50%超を持っている一族（「同族株主グループ」）などを言い、原則的評価方式により株式の評価額を計算し、会社を支配できない「少数株主グループ」は「特例的評価方式」（配当還元方式）によります。少数株主グループにとって、株式は配当金を受け取れる価値くらいしかないのです。
- 2 「同族株主」とは、判定時におけるその会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者（法人税法施行令第4条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう）の有する議決権割合の合計が30%以上である場合におけるその株主とグループ構成員をいいます（評基通188(1))。
 - (1) 一つの株主グループの議決権割合合計が50%超である場合は、他に同割合合計が30%以上のグループが存在しても、そのグループは同族株主になりません。
 - (2) なお、上記によっても同族株主がいらない場合は、15%以上のグループが同族株主等に該当することになります。
 - (ア) その割合は、議決権の割合で判定し（無議決権株式は含めない）、「自己株式」は、発行済株式数（分母）から除かれる（評基通188-3）。
 - (イ) 株式の評価において＜同族関係者の範囲＞とされるのは、次の通りである。
 - a) 同族関係者となる個人
 - ① 株主の親族（配偶者，6親等内の血族，3親等内の姻族）
 - ② 株主と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 株主等（個人に限る）の使用人
 - ④ 株主等（個人に限る）から受ける金銭等により生計を維持している者
 - ⑤ 上記②～④の者と生計を一にするこれらの者の親族
 - b) 同族関係者となる法人
 - ① 株主の1人が他の会社の発行済株式の50%超を有する場合の当該他の会社（株主が個人である場合には同族関係者となる個人を含む（以下同じ））
 - ② 株主の1人及び上記①の会社とで他の会社の発行済株式の50%超を有する場合の当該他の会社
 - ③ 株主の1人及び上記①②の会社とで他の会社の発行済株式の50%超を有する場合の当該他の会社

(ウ) <親族以外の株主から株式を買い取る場合>は、財産評価基本通達による評価額よりも低額であるときは、買い受けた同族株主に贈与税が課税されるリスクがある(相法7、相基通9-2)。

(3) **その他の株主**は、すべて「**同族株主以外の株主**」(非同族株主)となります。

3 株主(同族(支配株主), 非同族)の自社株の評価方法

(1) 「**同族株主**」(同族会社のオーナー及びその一族)と判定され、支配株主となった場合(保有目的が支配権の行使)は、**原則的評価方式**(類似業種比準方式、純資産価額方式等)による評価額となります(下記の区分による(財産評価基本通達178))。

(ア) 例えば、1) 社長の株式を後継者の長男へ贈与する場合、2) 会長である兄の株式を弟の社長が買い取る場合、3) 社長が従業員の株式を買い取る場合。

(イ) 「純資産価額方式」は、資産から負債を引いた純資産額を株式数で割って評価。

(ウ) 「類似業種比準方式」は、市場価格で決まる上場企業の株価を参考にして実態に見合った評価をするので、純資産価額よりも株式の価値が低い場合が多い。評価引き下げの対策として、業種選択、従業員数の削減の方法がある。

(2) 「**非同族株主**」(少数株主、同族でない株主)の場合、例えば社長の株式を従業員や従業員持株会へ売却する場合などの評価方法は、買取人が下記の4類型に該当すれば**配当還元方式**(保有目的が配当の受取り))で評価する。

(ア) 同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式

(イ) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満である者の取得した株式(評基通188(2))

a) 課税時期において、評価会社の役員(社長、理事長等)である者及び相続税等の法定申告期限までの間に役員となる者を除く。

b) 「**中心的な同族株主**」とは、同族株主の1人と配偶者などの近しい親族等だけで、25%以上の議決権を有する場合のその株主をいう(評基通188(2))。

1) 「近しい親族等」とは、①配偶者、②直系血族、③兄弟姉妹、④1親等姻族、⑤株主の1人及び①～④までの者が同族関係者である会社を指す。

2) これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合をいう。

c) <取得者が中心的な同族株主に該当するか否かの判定>は、株式移動後の株数で、取得者を本人とし、各人別に1人ずつ判定する。

(ウ) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式(評基通188(3))

(エ) 中心的な株主がおり、かつ同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の5%未満であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式(評基通188(4))

弁護士 青木 幹治 の 徒然事件簿 「事業承継その18」

＜会社経営者の事業承継について考えてみましょう＞

今回から「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)の「民法の遺留分に関する特例」について話します。

【Ⅵ】「民法の遺留分に関する特例」(円滑化法3条～10条)

1 「その12」から「その17」まで、「事業承継税制」(中小企業の経営承継に伴う贈与税・相続税の納税猶予及び免除)について説明しましたが、そのほかに「円滑化法」は民法上の遺留分の問題に対応する「特例法」を整備しました(令和3年改正)。

(1)遺留分とは、兄弟姉妹以外の法定相続人に対する相続できる遺産の最低保障額を言い(民法1042条1項)、遺言や生前贈与などによる相続分が遺留分を下回った場合に、多く受け取った相続人から遺留分侵害額を請求できる権利で、「遺留分侵害額請求権」と呼ばれています(令和2年の相続法改正)。

(2)生前贈与等により事業後継者に自社株式等の事業資産を取得(相続)させたが、他の推定相続人から遺留分侵害額請求を受ければ、事業承継計画が破綻するので、それを防止するための施策として「民法の遺留分に関する特例」が設けられました。

(ア)「民法の特例」を活用すると、＜非上場株式＞が、先代経営者から後継者に贈与等される場合に、後継者及び先代経営者の推定相続人全員が合意し、＜① 遺留分算定基礎財産から除外(除外合意)＞＜② 遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意)＞を締結することができます。

a)後継者が他の相続人との話し合いにより「除外合意」をすれば、全株式を後継者に引き継ぎその散逸を防ぐことができ、場合によっては自社株式以外の財産についての合意もすることもできます。

b)「固定合意」は、相続財産の自社株式が非上場株式(未公開株式)で評価が難しく、また相続開始までに変動の可能性もあり、遺留分侵害額請求による不測の事態の発生を避けるためにその評価額を合意時に固定して置くものです。

(イ) 更に、株式の場合は「①」や「②」と一緒に、＜③ 自社株式以外の財産に関して(付随合意)＞を行うこともできます。

a)「付随合意」を締結することにより、後継者が先代経営者から生前贈与された自社株式以外の事業用財産(例えば、会社所在の不動産、事業用機器、現預金など)を遺留分の対象から除外したり、また、後継者以外の相続人が贈与を受けた財産を遺留分の対象から除外するなどの合意ができます。

b)「③」だけを単独で締結することはできません。

(ウ) なお、上記の＜会社経営者の株式＞のほかに、＜個人事業者の業務用財産＞についても、ほぼ同様の手続が認められていますので、次回以降に説明します。

(3)「民法の特例」は「事業承継税制の特例」との併用が可能です。それぞれ要件や申請手続きなどが異なります。

(ア)「事業承継税制の特例」は、生前贈与のほか相続や遺贈でも適用できるのに対し、「民法の特例」は、生前贈与に限られますが、贈与時に旧代表者が代表を退任している必要はありません。

(イ) また、「事業承継税制の特例」では最大3人の後継者まで適用できるのに対し、「民法の特例」では後継者1人に限られ、また旧代表者以外からの贈与は「民法の特例」の対象とはなりません(「その15」参照)。

(4)「民法の特例」により、「推定相続人全員の合意」で上記「①」「②」「③」を締結し、その合意の範囲で「遺留分侵害額請求」を適用しないようにする為には、「経済産業大臣の確認」(円滑化法7)及び「家庭裁判所の許可」(同法8)を必要とします(円滑化法4 I ①)。

(ア)「経済産業大臣の確認」は、合意から1か月以内に中小企業庁に申請し、家庭裁判所の許可は、当該確認から1か月以内に申し立てる必要があります。

(イ) なお、贈与から合意までの期間については定めがなく、10年前の贈与や数年間に及ぶ贈与についても合意は可能です。

(5) なお、「円滑化法」の「遺留分に関する民法の特例」に似た「遺留分の放棄」(民法1043条)の制度があります。

(ア) 被相続人の生前でも、それぞれの相続人が家庭裁判所の許可を得れば遺留分を放棄することができ、また、被相続人の死後には自由に放棄ができます。

(イ) しかし、「民法の特例」の場合は、相続人毎に意向が分かれることがないので、「遺留分の放棄」よりも利点があると言えます。

「相続登記の義務化」がはじまりました

不動産を相続したときの登記手続き(相続登記)の義務化が、2024年4月1日からはじまりました。これまで相続登記は任意で、期限や罰則は設けられていませんでした。義務化されることになった背景には、「所有者不明土地」の問題があります。所有者不明土地が発生する大きな原因は、①誰のものか分からない(相続登記がされていない)、②所有者と連絡が取れない(住所変更登記がされていない)と考えられています。この「所有者不明土地」になるのを防ぐ目的で、相続登記が義務化されました。ポイントを確認しておきましょう。

■不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしないと10万円以下の過料の対象

2024年4月1日より前に発生した相続も、義務化の対象です。正当な理由がないのに3年以内に相続登記をしなければ、過料を課される可能性があります。

3年以内に相続登記ができない場合のために、「相続人申告登記」という制度も新設されました。期限内(3年以内)に法務局に申し出て(必要書類を添付)、法定相続人として住所・氏名が登記された人には過料を課さないとするものです。申出は単独でできるうえ手続きも難しくなく、費用もあまりかからないので、使いやすい制度といえます。

いくつか注意点がありますので確認しておきましょう。相続人申告登記は、あくまで一時的に過料を免れることができる制度です。相続する人が決まったら3年以内に相続登記をしなければ、10万円以下の過料の対象です。

また、相続人申告登記は新たに設けられたばかりですので、相続人申告登記をした後の登記簿を見た他の相続人に「勝手に所有権移転の登記をされた」などと誤解される可能性もあります。思わぬ争いの種とならないようにするためには、相続人申告登記を行う場合は相続人間で共有しておくことも必要でしょう。

相続人申告登記をした不動産を、最終的に自分が相続しないこともありえます。相続人申告登記は自分の氏名・住所が登記されますので、利用するかは相続登記の期限ぎりぎりまで待つことも検討しましょう。

■海外居住者を所有者として登記するときは、国内連絡先を登記

所有者が海外居住の場合には、国内の連絡先となる者の氏名・住所等の登記が必要となります。連絡先は、第三者や法人とすることもできます。

登記についての新しい制度は、今後も段階的にはじまる予定です。所有する不動産をリスト化した証明書を法務局に請求できる「所有不動産記録証明制度」(2026年2月2日施行)、住所等の変更から2年以内にその変更の登記申請をしないと、5万円以下の過料の対象とする住所等の変更登記の義務化(2026年4月1日施行)、登記官が住基ネット等からの死亡情報に基づき、登記名義人が死亡している場合は符号で表示する制度(2026年4月1日施行)等にも注目していきましょう。

(Information)

セミナー・無料相談会 開催のお知らせ

次回セミナー・無料相談会 開催予定

会場：浦和コミュニティセンター（浦和駅東口 パルコ10階）



相続の準備 完全ガイド 相続・相続税のきほん

第1講座

2024年 12月8日（日）第7集会室 14時00分～15時30分

◆講師◆ 一般社団法人埼玉県相続サポートセンター
専属相続コーディネーター 古丸 志保

相続・不動産の無料相談会

初回無料

2025年 1月26日（日）第11集会室 13時00分～17時00分

相談時間は、お一人様約45分とさせていただきます



会場：浦和コミュニティセンター

【浦和駅東口徒歩1分 パルコ10階】

さいたま市浦和区東高砂町11番1号

お問い合わせ・ご予約は
埼玉県相続サポートセンターまで

TEL 048-711-9183

FAX 048-711-9151

受付時間 10：00～17：30 水曜定休

WEBからの
ご予約はこちら



2023年～2024年 埼玉県相続サポートセンター セミナー・無料相談会 開催実績

開催日	セミナー名	講師	内容
2023年 4月15日	キャッシュフロー分析からはじめる！ 資産を守りながら相続税を減らす方法	沖田不動産鑑定士・税理士・ 行政書士事務所 代表 不動産鑑定士・税理士 沖田 豊明 氏	税理士による、相続税の基本的な 知識、キャッシュフローとは何か、 分析することの重要性、 相続税対策の進め方を徹底解説
2023年 9月28日 10月22日 2024年 1月26日 4月14日 7月7日	無料相談会	埼玉県相続サポートセンター 相続コーディネーター 古丸 志保	相続や不動産に関する 無料相談会
2023年 12月1日 2024年 6月25日	初めての方でもわかる！ 相続の準備完全ガイド第1講座 相続・相続税のきほん	埼玉県相続サポートセンター 相続コーディネーター 古丸 志保	相続の基本知識や今からできる相 続対策、相続税の仕組みや計算 方法、相続財産の評価方法など
2024年 10月20日	相続・税務 無料相談会	渋谷税理士事務所 代表税理士 渋谷 直希 氏	相続や相続税、不動産に関する 無料相談会
2024年 3月30日 9月19日	初めての方でもわかる！ 相続の準備完全ガイド第2講座 相続・遺言書のきほん	埼玉県相続サポートセンター 相続コーディネーター 古丸 志保	遺言の基礎知識や作成方法、自 筆証書遺言・公正証書遺言の違い 改正後の遺留分制度など

出身地: 埼玉県春日部市
経歴: 商社・司法書士事務所を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資格: 宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP)



相続コーディネーター
中澤 勝己

ご相談者である相続人様のご意思は当然ですが、亡くなられた被相続人の方のお気持ちも感じ取りながら、ご家族皆様が幸せな相続を行えるよう、お手伝いをしたいと考えております。お気軽にご相談下さいませ。



相続コーディネーター
古丸 志保

出身地: 埼玉県北本市
経歴: 法律事務所、不動産会社を経て、
現在、(一社)埼玉県相続サポートセンターに在籍
資格: 宅地建物取引士
2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP) / 行政書士試験 合格

何から始めたら良いかわからない生前対策、なかなか進められずに困った相続手続きなどのご相談に分かりやすくお答えし、ご家族の皆様の円満相続にむけて、お手伝いをさせていただきます。どうぞお気軽にご相談ください。

特別顧問

青木幹治法律事務所
弁護士 **青木 幹治**



宮城県白石市の蔵王連峰の麓にて出生。
埼玉県蓮田市在住。
東京地検を中心に、北は北海道の釧路地検から、南は沖縄の那覇地検に勤務。
東京地検特捜部検事、内閣情報調査室調査官などを経て、最高検察庁検事を最後に退官。
検察官時代は、脱税事件を中心に捜査畑一筋。
平成18年よりさいたま地方法務局所属公証人。
平成28年に公証人を退任し、青木幹治法律事務所を開設。
(一社)埼玉県相続サポートセンターの特別顧問に就任。
座右の銘は「為せば成る」

MAP



オフィス西館
3階 307

浦和駅西口より徒歩3分

お問い合わせ

電話番号：048-711-9183

FAX番号：048-711-9151

受付時間：10時00分～17時30分
(水曜定休)

※ご相談は土日祝日も受け付けて
おります(要予約)

【面談場所】

浦和駅西口 徒歩3分
エイペックスタワー浦和
オフィス西館 307

ご来社の際は、事前にお電話にて
ご一報くださいませ。

外出を控えたい方へ 「おうちで相続相談」

埼玉県相続サポートセンターでは、ご自宅から出ることなく相続の相談ができるサービス
「おうちで相続相談」を実施中。なお、ご来社での個別相談も承っております(要予約)。

我が家は相続税の対象になるの？
不動産の相続対策、何をしたらよいの？
相続した不動産を売却・活用したい！

コーディネーターが、相続・不動産のお悩みに個別にお答え致します！

ここをつなぐ 想いをつなぐ
円満相続情報マガジン
「まどか」第20号

2024年11月吉日 発行

著 者 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター
発行責任者 代表理事 高田 茂
編集責任者 古丸 志保
発 行 所 一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1
エイペックスタワー浦和オフィス西館307
TEL 048-711-9183
FAX 048-711-9151
<https://www.saitama-souzoku.jp/>



一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター